

富谷市避難行動要支援者 避難支援プラン

宮 城 県 富 谷 市
令和 6 年 4 月 改訂版

目次

第1章 総則	1
1 要配慮者と避難行動要支援者の定義	1
(1) 要配慮者	1
(2) 避難行動要支援者	1
2 避難支援プランの位置づけ	1
3 避難支援プラン作成の目的	2
4 避難支援プラン作成の考え方	2
5 避難行動要支援者の支援対策	3
6 推進体制	3
(1) 市の体制整備	3
7 市及び関係機関・団体の役割	4
(1) 市の役割	4
(2) 町内会・自主防災組織の役割	4
(3) 民生委員・児童委員の役割	5
(4) 富谷市社会福祉協議会の役割	5
(5) 消防機関及び警察の役割	5
(6) 保健所の役割	5
(7) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割	5
(8) 医療機関・薬局の役割	6
(9) 学校・保育所の役割	6
第2章 平常時の対策	7
1 避難行動要支援者名簿と個別計画の作成	7
(1) 情報の収集	7
(2) 把握する情報	7
(3) 名簿記載の対象	7
(4) 名簿の記載事項	8
(5) 名簿の作成	8
(6) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供	8
(7) 個別計画の作成	9
2 情報の管理方法	9
(1) 情報の適正管理	9
(2) 名簿・個別計画の取扱ルール	9
(3) 名簿・個別計画の更新と情報の共有	10
(4) 名簿のバックアップ	10

3	情報伝達体制の整備	11
	(1) 避難情報等の発表	11
	(2) 避難情報等の伝達	12
4	避難施設等の整備	12
5	普及啓発等	12
	(1) 地域住民の防災意識の啓発	13
	(2) 防災訓練等の実施	13
	(3) 要配慮者本人及びその家族等の防災意識の啓発	13
	(4) 要配慮者自身の備え	13
第3章 災害発生時の対応		15
1	避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認	15
	(1) 避難情報等の伝達	15
	(2) 避難誘導と安否確認	15
	(3) 安否確認	15
	(4) 平常時からの名簿情報の提供に不同意であった者への避難支援	16
	(5) 避難支援等関係者の安全確保の措置	18
2	避難施設等における支援等	19
	(1) 避難所の開設	19
	(2) 避難所への移送	19
	(3) 避難行動要支援者の引継ぎ	19
	(4) 避難所の運営	19
	(5) 物資・食料等の調達	20
	(6) 情報提供	20
	(7) 相談窓口の設置等	20
	(8) 個別ニーズへの対応	20
	(9) 医療救護班等による巡回と福祉避難所・医療機関等への移送	22
	(10) 心のケア	22
	(11) 避難所以外の要配慮者への支援	23
	(12) 災害ボランティア等との連携	23
	(13) 生活リズムの適正保持	23
3	富谷市避難行動要支援者避難支援フロー図	24

様式

【様式1】 富谷市避難行動要支援者名簿登録申請書兼名簿情報提供同意書

【様式2】 富谷市避難行動要支援者名簿

【様式3】 富谷市避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）

【様式4】 富谷市避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）簡易版

第1章 総則

1 要配慮者と避難行動要支援者の定義

(1) 要配慮者

要配慮者とは、災害対策基本法第8条第2項第15号において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者^{*}」と定義されています。

避難行動要支援者避難支援プラン（以下、「本プラン」という。）においては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等、それぞれの特性により、情報入手の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活における支障など、避難行動や避難生活に関して配慮が必要な者としてします。

^{*}妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケアを必要とする者等。

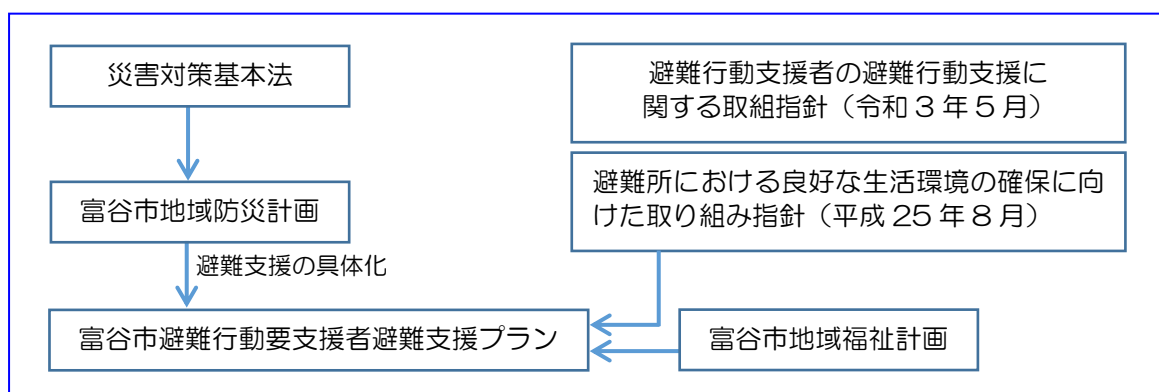
(2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、災害対策基本法第49条の10第1項において、「当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と定義されています。

本プランにおいては、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保に特に支援を必要とするため、「避難行動要支援者名簿」において情報を管理している者としてします。

2 避難支援プランの位置づけ

本プランは「災害対策基本法」、「避難行動支援者の避難行動支援に関する取組指針」、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等に基づき、「富谷市地域防災計画」の下位計画として、避難行動要支援者の避難支援等について、基本的な方針や対策等の必要な事項を定め、支援対策を具体化するものです。



3 避難支援プラン作成の目的

平成 23 年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、次の事項などが定められました。

- ①名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
- ②避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から町内会や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
- ③災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿情報（以下、「名簿情報」という。）を避難支援等関係者その他の者に提供できること。
- ④名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。

こうしたことから、より一層、要配慮者の避難支援等を迅速に行えるよう、市の支援体制を整備するとともに、地域住民、関係する機関・団体、ボランティアの協力のもと、関係者が支援のための連携体制を構築し、避難行動要支援者の避難支援に関して普及啓発に努めながら、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援対策を具体的に進めていくため、本プランを策定しました。

今後は、本プランに基づき、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画（以下、「個別計画」という。）作成を推進します。

4 避難支援プラン作成の考え方

避難支援プランは、作成の考え方や具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と、避難行動要支援者一人ひとりのプランを定めた「個別計画」により構成します。

・全体計画

本プランのことを指しますが、ここでは、本市の推進体制や名簿・個別計画の作成方法及びその取扱い方法、市や避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下、「避難支援等関係者」という。）の災害発生時の対応等の基本的な方針について定めています。

・個別計画

あらかじめ一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、避難支援方法、避難先等、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画とします。個別計画作成後は、それぞれの避難行動要支援者の状況等に応じて内容の修正・更新を実施します。

5 避難行動要支援者の支援対策

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方で、迅速な避難確保に特に支援を必要とする方の名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努めます。名簿に記載した方については、個別計画を作成し、安全で迅速な避難体制を構築します。

また、避難支援等関係者への情報提供について同意を得た方の名簿情報を、あらかじめ町内会、民生委員・児童委員、富谷市社会福祉協議会、黒川地域行政事務組合消防本部（以下、「消防本部」という。）宮城県大和警察署（以下、「警察署」という。）に提供することにより、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の確立、避難訓練等の実施に努めます。

6 推進体制

要配慮者の避難支援体制については、市及び町内会、民生委員・児童委員、富谷市社会福祉協議会、消防本部、警察署等が中心となり連携体制を構築します。

避難行動要支援者一人ひとりの個別計画の作成に当たっては、市が、町内会や民生委員・児童委員、富谷市社会福祉協議会と連携協力しながら作成します。

（1）市の体制整備

要配慮者の避難支援対策を進めるためには、高齢者や障害者等に関する業務をそれぞれ所掌している保健福祉部長寿福祉課、地域福祉課、健康推進課、子育て支援課、（以下「保健福祉部」とする。）と、防災を所掌している総務部防災安全課がその他の関係課と相互に連携する体制を構築することが必要です。

①位置づけ

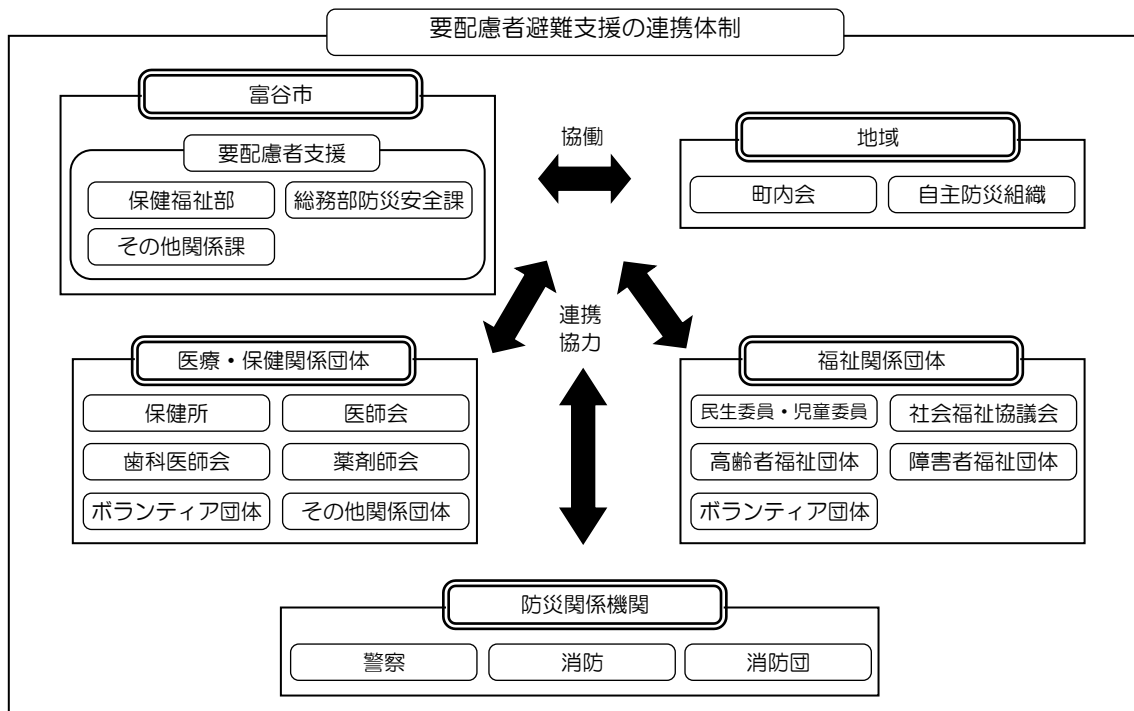
平常時は、保健福祉部と総務部防災安全課において、横断的な体制をとります。

災害時は、富谷市災害対策本部災対保健福祉部内に設置します。

②業務

平常時は、要配慮者情報の共有化、避難支援プラン（個別計画）の策定、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の計画・実施、周知啓発、各種ハザードマップ等の活用による危険箇所、避難所情報等の共有化等を行います。

災害時は、避難情報等の伝達、避難誘導、安否確認・避難状況等の把握、避難所での自主防災組織や福祉関係者等との連携・情報共有等を行います。



7 市及び関係機関・団体の役割

(1) 市の役割

- ①要配慮者の把握
- ②要配慮者の避難支援に関する知識の普及啓発
- ③要配慮者の避難支援を盛り込んだ防災訓練の企画・実施
- ④名簿と個別計画の作成・管理
- ⑤避難支援等関係者との協力関係の構築及び連絡体制の確立
- ⑥災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- ⑦指定避難所における要配慮者に配慮した施設・設備の整備
- ⑧福祉避難所の確保
- ⑨自主防災組織の結成促進及び地域防災力強化のための資機材の整備
- ⑩避難情報等の発表及び伝達
- ⑪災害時における要配慮者の避難支援
- ⑫災害時における要配慮者の避難状況の把握及び安否確認
- ⑬避難所における要配慮者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言

(2) 町内会・自主防災組織の役割

- ①要配慮者の把握及び調査への協力
- ②個別計画作成への働きかけ
- ③個別計画の作成及び更新作業への協力
- ④災害時における避難情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑤災害時における避難行動の支援

(3) 民生委員・児童委員の役割

- ①要配慮者の把握及び調査への協力
- ②個別計画作成への働きかけ
- ③個別計画の作成及び更新作業への協力
- ④災害時における避難情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑤災害時における避難行動の支援

(4) 富谷市社会福祉協議会の役割

- ①要配慮者の把握及び調査への協力
- ②個別計画作成への働きかけ
- ③個別計画の作成及び更新作業への協力
- ④避難支援等関係者との協力関係の構築及び連絡調整
- ⑤災害時における要配慮者の安否確認への協力
- ⑥要配慮者への支援を行うボランティアの受入れ及び派遣調整

(5) 消防機関及び警察の役割

- ①災害時における避難情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ②災害時における避難行動の支援及び救助

(6) 保健所の役割

- ①市が行う要配慮者を把握するための調査への協力
- ②個別計画作成への働きかけ
- ③災害時における避難誘導及び安否確認への協力
- ④災害により保護を要する児童等の把握及び措置
- ⑤避難所における要配慮者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言

(7) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

- ①要配慮者を把握するための調査への協力
- ②個別計画作成への働きかけ
- ③災害時における避難確保計画の作成
- ④災害時における避難情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑤災害時における要配慮者、避難行動要支援者の緊急受入れ

(8) 医療機関・薬局の役割

- ①災害時における避難確保計画の作成
- ②災害時における医療対応可能状況を把握するための調査への協力
- ③災害時における緊急入院への対応
- ④災害時における避難者の健康管理への協力
- ⑤災害時における被災者の医薬材料品確保への協力

(9) 学校・保育所の役割

- ①市が行う要配慮者を把握するための調査への協力
- ②災害時における児童・生徒の避難誘導及び安否確認
- ③災害により保護を要する児童・生徒の把握及び措置

第2章 平常時の対策

1 避難行動要支援者名簿と個別計画の作成

(1) 情報の収集

①収集方法

地域の実情に併せて、関係機関・団体の連携により、要配慮者の情報を収集し、名簿記載の対象者について避難行動要支援者名簿を作成します。その際、富谷市避難行動要支援者名簿登録申請書兼名簿情報提供同意書（以下「同意書」という。）により、避難支援等関係者へ名簿情報を提供することについて、同意を得ます。

②市における情報の集約

市長は、災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、名簿の作成に必要な限度で、保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができることとなっています。

市は、名簿を作成するに当たって、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約し、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握します。

③関係機関等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の関係者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとします。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にします。

(2) 把握する情報

避難行動要支援者名簿に登録する個人情報とは、氏名、生年月日、性別などの基本情報のほか、服薬の状況、かかりつけ医等詳細は同意書のとおりです。これらの情報は登録者本人から提供され、同意書に自ら署名（記名押印も可）してもらうことを原則とします。ただし、認知的・身体的な事情から本人による手続きが困難な場合は、家族等の協力を得て、登録に必要な情報を把握するよう努めます。

(3) 名簿記載の対象

名簿に記載する者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、迅速な避難確保に特に支援を必要とする次の者とします。

- ①65 歳以上の一人暮らし高齢者・75 歳以上の二人暮らし高齢者
- ②介護保険法で規定する要介護4・5の認定を受けている方
- ③身体障害者手帳1・2級の第1種を所持している方
- ④療育手帳Aを所持している方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- ⑥その他乳幼児等、市長が必要と認める方

(4) 名簿の記載事項

- ①氏名
- ②性別
- ③生年月日
- ④住所
- ⑤電話番号
- ⑥緊急連絡先
- ⑦名簿対象区分
- ⑧避難支援等を必要とする理由
- ⑨避難時に携帯すべき医療器具・医薬品等
- ⑩その他市長が必要と認める事項

(5) 名簿の作成

市は、名簿を作成し、定期的に更新します。その際、名簿に記載された避難行動要支援者から、名簿の記載事項を避難支援等関係者へ情報提供することについて、同意書により同意を得ます。同意を得た方の情報は、民生委員・児童委員、富谷市社会福祉協議会等と連携しながら、常に最新の情報とします。

(6) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

名簿情報を平常時から避難支援等関係者に共有することで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は、「個人情報の保護に関する法律」の規定に留意の上、本人から同意を得た避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供します。

【名簿情報を提供する避難支援等関係者】

- 町内会（会長、副会長、防災部長、必要に応じ班長等）
- 民生委員・児童委員
- 富谷市社会福祉協議会
- 黒川地域行政事務組合消防本部
- 宮城県大和警察署

また、避難行動要支援者名簿制度の趣旨等について詳細な説明を求められた場合には、その避難行動要支援者に対して、個別訪問を実施し、本人に対してその趣旨や内容を説明し、平常時からの名簿情報の提供について意思確認を行うものとします。

なお、本人からの同意は、同意書によるものとし、重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行うこととします。

(7) 個別計画の作成

災害発生時に、避難行動要支援者が安全に迅速に避難できるよう、避難支援等関係者と連携体制を構築し、避難行動要支援者一人ひとりの個別計画を作成します。

個別計画には、複数の避難支援者を定め、避難支援方法、避難先等、避難行動要支援者を避難させるための具体的な内容を記載し、避難支援等関係者へ情報を提供します。

2 情報の管理方法

(1) 情報の適正管理

市において、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要となります。

そのため、市は、避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた情報セキュリティポリシーの遵守を徹底します。

(2) 名簿・個別計画の取扱ルール

市は、避難支援等関係者に名簿・個別計画の情報を提供するに当たって、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講じるものとします。

- ①個人情報保護の重要性、個人情報の取扱いについて説明するとともに、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明します。
- ②平常時は避難行動要支援者の把握と見守り、災害時は安否確認及び避難場所への避難誘導を行うことを利用目的とし、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用できないものとします。

- ③名簿・個別計画は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供します。
- ④原則として名簿の提供は電子データではなく、紙媒体で提供します。また、受け取った名簿・個別計画を必要以上に複製できないものとします。
- ⑤名簿・個別計画の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で取扱う者を限定するよう指導します。
- ⑥名簿・個別計画の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修開催に努めます。

(3) 名簿・個別計画の更新と情報の共有

①名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者の把握に努め、名簿の更新を原則1年に1回、4月1日を基準日とし実施するものとします。同意書の提出があった場合は、速やかに名簿を更新するよう努めます。避難支援等関係者は、名簿が更新された際、旧名簿を市へ返却します。

②個別計画の更新

市は、避難支援等関係者の協力を得ながら、個別計画の更新を原則年に1回実施するものとします。

③名簿・個別計画情報の共有

名簿・個別計画の記載事項に変更があった場合は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有します。

また、転居や施設入所等により名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し周知を行います。

(4) 名簿のバックアップ

災害規模等によっては、市の機能が著しく低下することを考え、庁舎以外の施設でのデータ管理や県との連携などにより、名簿のバックアップ体制を築いておくものとします。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管します。

3 情報伝達体制の整備

要配慮者は、避難に関する情報を受けることや、その情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、避難情報等必要な情報が確実に要配慮者本人及びその家族や避難支援等関係者に伝達できるよう、災害発生時の情報伝達体制の整備に努めます。

また、要配慮者には、災害時のみならず平常時においても、要配慮者自身に不測の事態等が発生した場合に、関係機関等への連絡や通報のシステムを確保しておくことも必要のため、関係機関等と連携しながらその整備促進に努めます。

(1) 避難情報等の発表

災害発生のおそれがある場合等に、市は、避難情報等を発表します。

避難情報等の発表の基準・考え方等については、発生する災害によって地域防災計画で定めています。

■避難情報等と住民の行動

令和3年5月名称変更

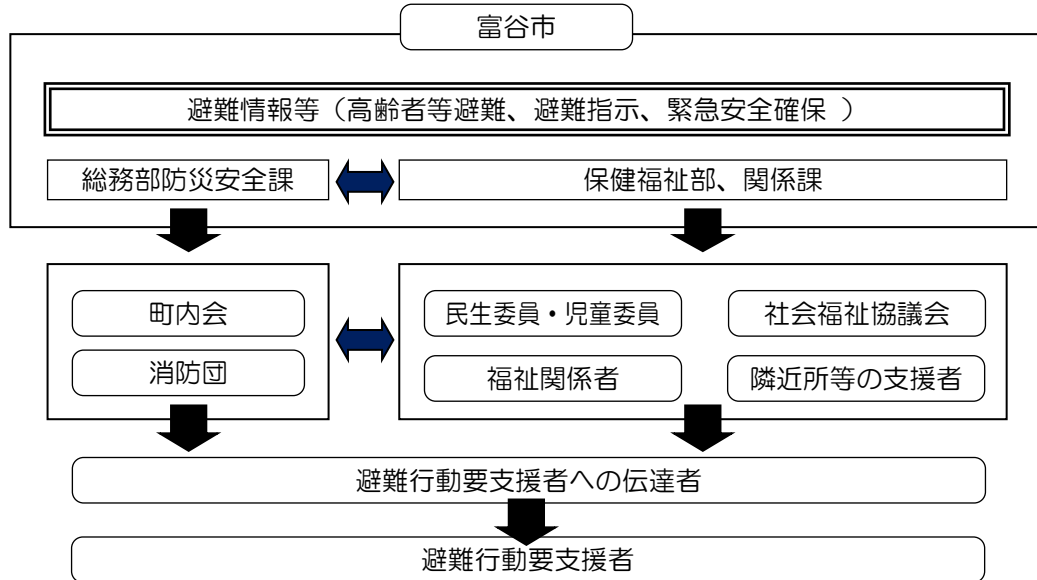
警戒レベル	避難情報等	住民の避難行動等
5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害がすでに発生、又は切迫している。 ・命の危険があるため、直ちに安全確保を行う。
＜警戒レベル4までに必ず避難＞		
4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれが高い。 ・危険な場所から全員避難する。
3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがある。 ・要配慮者など、避難に時間がかかる人は危険な場所から避難する。
2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	<ul style="list-style-type: none"> ・気象状況悪化。 ・避難に備え自らの避難行動を確認する。
1	早期注意情報（気象庁）	<ul style="list-style-type: none"> ・今後気象情報が悪化するおそれがある。 ・災害への心構えを高める。

※「早期注意情報」「大雨・洪水・高潮注意報」は気象庁より発表されます。

(2) 避難情報等の伝達

市が、避難に関する情報を発表した場合や、特に災害に関して要配慮者へ伝達すべき情報がある場合には、避難行動要支援者一人ひとりに情報が確実に伝達されるよう、次の伝達ルート例を参考に、複数の伝達手段を確保します。

【避難情報伝達ルート例】



4 避難施設等の整備

大規模な災害が発生した場合には、要配慮者も含む多数の被災者が避難所で生活を送ることとなるため、避難所となる施設について、市は、あらかじめ要配慮者に配慮した設備の整備や、通信手段の確保等の施設設備の充実に努めます。

また、避難所開設後は、要配慮者に配慮した食料・物資等が必要となるため、それらの備蓄や迅速に調達できるようにするため事業者等との協定締結に努めます。

さらに、福祉避難所に関する協定を締結している社会福祉法人等との連携体制の強化と、市施設の福祉避難所指定について検討します。

5 普及啓発等

要配慮者の避難が迅速かつ的確に支援されるためにも、日頃から地域住民の防災意識を啓発していくことが大切です。

また、災害時に要配慮者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、要配慮者自身やその家族等の日頃の備えも必要です。

このため、市は、避難支援等関係者などと連携・協力しながら、防災意識の啓発に努めます。

(1) 地域住民の防災意識の啓発

地域住民に対しては、防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、要配慮者への対応方法等についても併せて啓発を図っておくことが必要です。

このため、要配慮者の救出や避難誘導等に当たって配慮すべき事項についての普及啓発を図ります。

(2) 防災訓練等の実施

地域住民や要配慮者自身の防災意識を高めしていくため、市や地域等で実施する各種の防災訓練において、要配慮者の視点を取り入れた訓練や要配慮者自身やその家族を含めた訓練を実施します。

(3) 要配慮者本人及びその家族等の防災意識の啓発

大規模な災害が発生した場合には、近隣すべてが被災者という状況であることが想定されるため、必要な準備や備えについて、要配慮者本人及びその家族や支援者等に対し周知することが必要です。

周知に当たっては、点字や録音、イラスト、SPコード付きの文書等を用いたり、簡易な言葉や漢字にはルビを振るなど、それぞれの状況に応じた方法により、関係団体等の協力を得ながら周知に努めます。

なお、防災に対する正しい知識を要配慮者本人やその家族等に正しく理解してもらうためには、本人やその家族等を対象とした講習会や研修会等を実施することも有効です。

(4) 要配慮者自身の備え

災害時に要配慮者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、要配慮者自身やその家族等の日頃の備えも必要です。

このため、要配慮者自身やその家族等は、次の事項等を参考にしながら災害に対する備えに取り組むとともに、市は、要配慮者への啓発や地域住民への理解促進に努めます。

①隣近所や地域の各種団体等との連携

最寄りの民生委員・児童委員や町内会のリーダー等が誰であるか把握し、地域の様々な組織や団体と、日頃から積極的に交流を行い、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。

市や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて町内会や近所の人とのコミュニケーションを密にしておきます。

②必要な支援内容の伝達

災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、援助を必要とするときにはいつでも周囲の人に渡せるよう、カード等に記載するなどして準備しておきます。

③避難経路の確認

自宅から避難所等までの経路を事前にチェックし、家族や支援者等とともに実際に歩いてみて、注意すべき場所や障害物等改善を要する点があれば、市や施設の管理者に連絡します。

④非常持ち出し品等の準備

災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に備えておきます。

特に、薬や医療器具等、特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておくなどの備えが必要です。

⑤災害に備えた備蓄

災害時には、電気、ガス、水道などのライフラインが停止する可能性があります。また、物流の混乱や道路交通網の混乱等により食糧の調達に時間を要することもありますので、最低3日間分（推奨1週間分）の食糧等を備蓄しておきます。

ア 飲料水

1人1日3リットルを目安として、3日以上の水を用意し、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

イ 食糧

缶詰や保存食、菓子等、電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な食糧を、3日以上備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

⑥外出時の備え

自宅から外出した際に災害にあう場合も考えられます。外出時には周りの環境が普段と大きく異なることから、より一層周囲の人の支援や強力が必要となることが想定されます。このため、周囲の人に速やかに支援してほしい内容等を伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載したカードやブザー等それぞれの状態に応じて必要な物を携帯します。

⑦住宅の安全対策

ア 住宅の補強

地震に対しては建物の耐震性を確保することが何よりも重要です。住宅の耐震診断を受け、その結果により必要があれば耐震改修や補強を実施し、門柱やブロック塀等についても同様に対応します。

イ 住宅の中の安全対策

家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定します。家具等を固定できない場合は、倒れても被害を受けないような配置等をします。

その他、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けや家具・棚の上に物を置かない等、落下防止等の措置をとることも有効です。

第3章 災害発生時の対応

1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認

災害が発生した場合には、要配慮者に的確に情報を伝達し、避難支援等関係者による支援や地域住民同士の助け合いにより、適切に避難所へ誘導します。

(1) 避難情報等の伝達

災害が発生した場合や、発生のおそれがあり避難を要する場合には、あらかじめ地域ごとに定めた伝達体制により、迅速・確実に避難情報等を伝達します。

災害時には電話やデータ通信の集中による通信困難の発生や電力の寸断等により、電話やメール等を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性も高いことから、人的手段により伝達することも併用します。

(2) 避難誘導と安否確認

災害発生直後の要配慮者の救助や避難誘導は、消防や警察等による体制が整うまでの間は、地域における住民の協力による方法が効果的と考えられます。

特に、人的支援を要する避難行動要支援者については、あらかじめ個別計画で定めた避難支援等関係者を中心に、地域の住民が協力しながら避難誘導を行います。

また、それ以外の要配慮者については、近隣同士の日頃からの繋がりにより避難を促すことを基本とします。

なお、要配慮者に家族が同居している場合は、家族が要配慮者を避難させることを原則とし、要配慮者自身も、自宅から避難場所等まで実際に避難支援者とともに複数の避難経路を歩くなど、事前に確認しておきます。

避難経路の選定に当たっては、地震の際に倒壊のおそれのある場所や洪水初期の浸水が予想されるアンダーパス（立体交差で掘り下げ式になっている下の道路）などの危険な箇所を避け、要配慮者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

(3) 安否確認

安否確認については、現地で情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できますが、確実を期すため、名簿情報や平常時に把握しておいた所在情報等に基づき、避難所において、避難した要配慮者を把握するとともに、一緒に避難してきた住民等からも状況を把握します。安否が確認できない要配慮者については、消防や警察に救助や確認を依頼します。

また、避難が必要な地域において、あらかじめ本人の同意が得られていない等の理由で情報が登録・共有されていない要配慮者についても、保健福祉部で事前に把握している所在情報等をもとに、迅速な安否確認や避難誘導を実施します。

(4) 平常時からの名簿情報の提供に不同意であった者への避難支援

平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うものとしますが、平常時からの名簿情報の提供に不同意であった者への避難支援については、次のとおり実施します。

①不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

災害対策基本法第49条の11第3項において、市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できるととされています。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意する必要があります。

②不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿情報を提供し、避難支援を実施するものとします。

③不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、市は、避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供と同様、必要な指導を行うとともに、避難支援完了後には、名簿情報の廃棄・返却等情報漏えいの防止のための必要な措置を講じるものとします。

避難誘導を実施する際の配慮すべき事項は、概ね次のとおりです。

区分	配慮を要する事項
寝たきりや身体が虚弱な高齢者	<ul style="list-style-type: none">毛布でくるんだり、頭を覆う等安全確保を図り、複数の人で抱えたり、車いすや担架を使う等個人の状態に応じた方法をとります。日頃から服用している薬を携帯します。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none">転倒しやすい家具等から離れたり、頭を守るように支援します。努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにします。1人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎ

区分	配慮を要する事項
	<p>したり叱ったりしない。激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにします。</p>
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 座布団等で頭を守るよう指示するとともに、家の中の状況を伝え、安全に注意しながら家の中の安全な場所へ誘導します。 • 支援者の肘の上を視覚障害者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩きます。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにします。 • 避難する際、支援者は自分が誰なのか、何のために、どこへ行くのかを、手のひらに文字を書く等の手段により伝えます。 • あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを視覚障害者に示します。
聴覚障害者 言語障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボード等）、身振り等で状況を知らせ、聴覚障害者・言語障害者から依頼があれば、メモ等での情報提供をします。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> • 自力での移動が困難な人の場合は、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下するおそれのない安全な場所へ移動させます。 • 自力歩行が困難な人には、車いすやストレッチャー等の移動用具の確保や移動の援助者の派遣等を行います。
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベが必要）を確保し、必要に応じて静かに手早く災害を免れた医療機関へ誘導・搬送します。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 緊急連絡カード、療育手帳、笛やブザー、普段から服用している薬等を携帯するよう指示し、氏名や連絡先等を縫いつけた衣服があればあらかじめ着替えをします。 • 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにします。 • 1人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。 • 不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしない。発作がある場合は、速やかに掛かりつけの医療機関に連絡を取り指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談します。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 緊急連絡カードや精神障害者保健福祉手帳、普段から服用している薬等を携帯するよう指示します。 • 努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つよう声をかけます。 • 1人にせず必ず誰かが付き添うようにし、症状に応じては声がけ等などして移動します。 • 不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎ

区分	配慮を要する事項
	<p>したり叱ったりしないようにします。妄想や幻覚の訴えがある場合も、強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 強い不安や症状悪化が見られる場合は、速やかに掛かりつけの医療機関に連絡を取り指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談します。
発達障害者 (自閉症者等)	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ慣れ親しんだ人が、これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導します。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> 保護者とともに避難します。 保護者がいない場合は、近隣住民等の協力を求めます。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> 避難時の転倒等による流産のおそれがある場合には、家族等が付き添う必要があります。 出産予定日が近い場合は、産婦人科への連絡も行い出産時の協力を求めます。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> 日本語が理解できない外国人に対しては、身振りや手振り等も含めあらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要であることを理解してもらいます。また、外国語で表示した案内パネルを作成しておくことも有効です。 外国語等ができる近隣の住民等の協力を求めます。
医療的ケア児	<ul style="list-style-type: none"> 常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベが必要）を確保し、必要に応じて静かに手早く災害を免れた医療機関へ誘導・搬送します。

(5) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難行動要支援者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となるため、市等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する必要があります。

避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知しておくものとします。

- 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。
- 地域において、避難の必要性や名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。

2 避難施設等における支援等

避難所へ避難した後は、ライフラインの回復や住居の確保が可能となるまでの間、避難者が共同で生活を送ることとなります。

避難所での生活は、災害を受ける前と生活環境が大きく変化するため、要配慮者にとっては、過度のストレスを生じたり、生活そのものが困難な状況となる場合があります。

このため、避難所の運営においては、支援プランを踏まえ要配慮者に対して十分な配慮を行います。

(1) 避難所の開設

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域防災計画に定める基準に基づき速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整えます。

また、避難所を開設したことについて、多様な情報伝達手段を活用して住民への周知を図ります。

(2) 避難所への移送

市は、要配慮者、避難行動要支援者を速やかに避難所へ移送できるよう、あらかじめ運送事業者と移送に関する協定締結を推進するものとします。

また、発災後においては、移送の責任者となった者が中心となって、避難場所から要配慮者、避難行動要支援者を移送します。

(3) 避難行動要支援者の引継ぎ

避難行動要支援者については、避難場所等において、避難行動要支援者本人及び名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、個別計画においてあらかじめ規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うとともに、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮します。

(4) 避難所の運営

避難所の開設に際しては、あらかじめ要配慮者のためのスペースを区分し、トイレに近い場所、和室や採光等の良い場所、階段を使わなくても行動のできる場所、出入りが楽な場所等を確保します。

また、心の健康の観点からも、基本的な生活環境の確保は大変重要ですので、テレビやラジオといった情報機器をはじめ、トイレ、冷暖房、風呂等を確保・設置し、できるだけ日常生活の状況に近づけるよう努めます。

バリアフリー化されていない施設では、出入口での段差の解消、通路幅の確保、洋式トイレの仮設、畳を敷く等の配慮に努めます。

さらに、感染症の予防のため必要な衛生管理等に配慮することも必要です。

(5) 物資・食料等の調達

要配慮者が避難生活を送っていくためには、それぞれの状態に応じたきめ細かな配慮が必要であることから、避難所での生活において必要とする生活物資等について、調達・供給に努めます。

要配慮者に特に必要となる物資等については、次のような物が想定されます。食料については、できる限り、やわらかくて温かい食事の提供に努め、飲料水も十分に配付できるよう配慮します。

また、アレルギーフリー食品の備蓄に努めます。

区分	想定される物資等
高齢者	車いす、簡易トイレ、紙おむつ、老眼鏡 等
障害者	文字放送対応テレビ、見えるラジオ、ファクシミリ、掲示板、筆記用具、メモ帳、補装具、ベッド、車いす、簡易トイレ、紙おむつ、衛生材料 等
乳幼児	ほ乳瓶、粉ミルク、離乳食、紙おむつ、おしりふき、乳幼児用肌着 等

(6) 情報提供

災害発生直後は情報が不足するため、必要以上に不安感を抱くことが想定されることから、テレビやラジオ等、報道機関による情報や市等からの情報等を的確に要配慮者へ提供していくことが必要です。

このため、提供に当たっては、それぞれの状態に配慮し、紙媒体での提供、音声による周知、外国語による提供等、様々な方法により実施します。

また、掲示物や紙媒体による情報提供については、可能な限り大きい文字で記載し、漢字にはルビを振るとともに、図やイラストを用いる等、誰でも分かりやすい表示に努めます。

(7) 相談窓口の設置等

要配慮者の支援ニーズは、一人ひとり異なることや、心身の状態等によっても異なってくることが考えられることから、具体的な要配慮者の現況とニーズを迅速かつ正確に把握するため、専門の相談窓口を設ける等、避難所での相談体制を整備します。相談窓口には、女性や必要に応じて手話通訳者等の配置について配慮します。

また、窓口に来ない人や来られない人に対しては、避難所内の巡回相談等を実施します。

(8) 個別ニーズへの対応

相談窓口や巡回相談等によって把握した個別のニーズに対しては、できるだけ速

やかに対応するように努めます。

なお、具体的には次のようなことが考えられます。

①高齢者

自力での移動が困難な人に対しては、杖や車いすを用意します。また、介護が必要な人には、介護職員の派遣等の対応が必要です。

トイレに近い場所を確保し、居室の温度調整に配慮します。

徘徊の症状がある認知症の高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらうよう理解を求めます。

また、服薬が必要な場合が多いことから、医療機関と連携する等の配慮が必要です。

②視覚障害者

情報伝達については、放送や拡声器等により音声で繰り返し伝達したり、拡大文字による掲示や点訳等により対応します。

白杖等の補装具やその他日常生活に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努めます。

仮設トイレを屋外に設置する場合には、壁伝いに移動が可能な場所に設置するか、順路にロープを張る等、移動が楽にできるよう配慮します。

③聴覚障害者・言語障害者

情報伝達については、紙媒体や掲示板、見えるラジオや文字放送機能付きのテレビ等を活用するほか、音声による連絡（放送等）を実施する場合は、必ず文字での掲示を実施したり、手話通訳者等の配置について配慮します。

紙媒体や掲示板による伝達を実施する際は、できるだけ分かりやすい言葉を使用し、漢字にはルビを振るよう配慮します。

補聴器等の補装具や日常生活に必要な用具については、必要に応じて確保や修理に努めます。

④肢体不自由者

身体機能にあった安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけ近い場所を確保します。

車いすや補装具等日常生活に必要な用具等については、必要に応じた確保修理に努めます。

⑤身体障害者

- ・ ストーマ保有者については、各自が災害時担当病院からのストーマ器具の受け取りを支援するとともに、宮城県（ストーマケア災害対策委員会）から搬送されるストーマ器具を対象者へ配布します。
- ・ 在宅酸素療法者については、医療機関や酸素ボンベ提供者等の連携により、酸素の供給を確保します。
- ・ 補助犬使用者については、周囲の避難者の理解を得るための説明等を実施するとともに、避難が長期化する場合には、補助犬を給付先の団体に一時預ける等

も本人の意向を踏まえながら対応します。

⑥知的障害者・精神障害者

周囲と十分にコミュニケーションが取れず、トラブルの原因となったり、環境の変化のために精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保する等の配慮が必要です。

また、服薬が必要な場合が多いことから、医療機関と連携する等の配慮が必要です。

⑦人工透析患者

定期的かつ継続的に人工透析を受けることが不可欠なので、その対象者を把握し、医療機関と連絡調整を図りながら対応することが必要です。

⑧難病患者

特殊な医療機器や医薬品等を常時使用する必要がある場合が多いことから、医療機関との連絡調整を図りながら対応し、医療施設等への入院等についても調整します。

⑨妊産婦

防音、防寒や衛生面での配慮が必要であるとともに、医療機関との連絡体制の確保が必要です。

⑩外国人

日本語が理解できない外国人については、避難者の中で外国語ができる人の協力を得たり、必要に応じて通訳者等の派遣をします。

また、外国語表示を行い、その特有の生活習慣に対する配慮を行うことも必要です。

⑪医療的ケア児

当事者によって災害時に必要となる物品が異なるため、平常時より災害時に必要な物品の確認や点検を行うよう周知します。

また、特殊な医療機器等を使用する場合は、医療機関との連絡調整を図りながら対応し、医療施設等への入院等についても調整します。

(9) 医療救護班等による巡回と福祉避難所・医療機関等への移送

障害の重度化や合併症の予防等の観点から、医師や看護師(医療救護班)、保健師、栄養士等が避難所等を巡回し、健康状態の確認や相談に応じる機会を確保するとともに、その結果によっては、必要に応じて福祉避難所や医療機関等への移送を検討します。

(10) 心のケア

被災体験や避難所での慣れない生活が続くことにより、身体の疲労はもとより、ストレスの蓄積等による体調の変調や、心的外傷後ストレス障害(PTSD)への進行が懸念されます。

このため、これらを防止するため、専門家等の協力を得ながら、心のケアを実施します。

(11) 避難所以外の要配慮者への支援

被災した要配慮者の中には、他人との共同生活に抵抗がある等の理由から、自宅車庫や自家用車内等で避難生活を送る人も発生することが想定されます。狭い場所で一定の姿勢のまま長時間動かないしていると、エコノミークラス症候群となる危険性が高くなります。

こうした避難生活を送っている要配慮者については、避難支援等関係者の協力を得ながら、所在確認・現状把握に努め、必要な情報提供に努めるとともに、巡回健康相談や心のケア等を実施します。

また、被災を免れた要配慮者についても、生活を維持するためには、適切な保健福祉サービスの継続的な確保が必要であることから、関係機関や事業者等とも協力しながら、できる限り早期にサービス提供体制の回復を図ります。

(12) 災害ボランティア等との連携

災害発生時に、要配慮者に対する各種の支援を十分に行うためには、ボランティアの活動が被災者にとり大きな力となります。

本市では、富谷市社会福祉協議会において災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアニーズの把握や調整を実施するため、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、平常時より相互に連携を図ります。

(13) 生活リズムの適正保持

要配慮者は、平時から何らかの支援のもとで生活している傾向があり、災害発生時は、その傾向が一層強くなると考えられることから要配慮者の適正な生活リズム（起床、就寝、食事時間等の遵守、体操等適度な運動の励行等）を確保するようにします。

3 富谷市避難行動要支援者避難支援フロー図

